

平成25年 3 月28日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝 様

議会改革検討委員会委員長 石 井 良 司

### 議会改革検討委員会答申

平成24年 6 月12日付、24三議第209号により議長から諮問を受けた「議会改革の検討について」について、下記のとおり答申いたします。つきましては、実施について十分な協議・検討をお願いいたします。

なお、今回の答申は、平成24年11月12日付の中間答申以降の検討結果について報告するものであります。

### 記

#### 1 委員会開会月日

- (1) 平成24年12月18日
- (2) 平成25年 1 月22日
- (3) 平成25年 2 月25日
- (4) 平成25年 3 月27日

#### 2 追加答申する内容

三鷹市議会議会改革検討委員会の検討項目中、「(2) 市議会の持つ権能を最大限に発揮し、政策提言及び監視機能の強化に努める」ことに関し、議会改革検討委員会において、実施することについての意見が一致した事項

##### (1) 政務調査費に関すること

- ・三鷹市議会政務調査費に関する取扱い要領の一部を改正する要領（案）（別紙1）
- ・三鷹市議会政務調査費に関する取扱い要領新旧対照表（案）（別紙2）

##### (2) 議員研修に関すること

- ・議員と議会の研修の改善。個別の研修課題について、全議員を対象に集中研修会を行うこと。

〔付記〕 議会改革検討委員会委員氏名

◎石井 良司	○赤松 大一	粕谷 稔
加藤 浩司	石原 恒	高谷真一郎
嶋崎 英治	伊藤 俊明	後藤 貴光
栗原 健治	岩田 康男	

(◎は委員長、○は副委員長)

三鷹市議会政務調査費に関する取扱い要領の一部を改正する要領（案）

三鷹市議会政務調査費に関する取扱い要領（平成19年3月23日付18三議第1590号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「市政に関する調査研究に資するために必要な経費」を「条例第5条に定める経費の範囲」に、「市政に関する調査研究」を「条例第5条に定める経費の範囲の活動」に改める。

第3条中「規則」を「条例」に、「使途基準」を「政務活動費に充てることができる経費の範囲」に改める。

第6条中「第8条」を「第7条」に改める。

別表（第3条関係）中

「

<input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 交通費（公共交通機関及びタクシーの運賃） <input type="checkbox"/> 借上バス等の運転手付き車両の借上料（合理的な理由がある場合に限る。） <input type="checkbox"/> 宿泊費（日帰りが不可能な場合で、原則として1人1泊1万円以内）	<input type="checkbox"/> 政党が開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 <input type="checkbox"/> ガソリン代、駐車場料金、有料道路料金（タクシー及び借上バス等の運転手付き車両の利用に係る有料道路料金は除く。） <input type="checkbox"/> 飲食費 <input type="checkbox"/> 旅行保険料
--	---

」

を

「

<input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 交通費（公共交通機関及びタクシーの運賃） <input type="checkbox"/> 借上バス等の運転手付き車両の借上料（合理的な理由がある場合に限る。） <input type="checkbox"/> 宿泊費（日帰りが不可能な場合で、原則として1人1泊1万円以内。 <u>ただし、やむを得ない理由がある場合、1人1泊1万2,000円を上限とする。</u> ）	<input type="checkbox"/> 政党が開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 <input type="checkbox"/> ガソリン代、駐車場料金、有料道路料金（タクシー及び借上バス等の運転手付き車両の利用に係る有料道路料金は除く。） <input type="checkbox"/> 飲食費（ <u>宿泊料金のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代を除く。</u> ） <input type="checkbox"/> 旅行保険料
---	--

」

に、

「

<input type="checkbox"/> 資料代 <input type="checkbox"/> 施設使用料 <input type="checkbox"/> 手土産代（原則として1箇所3,000円以内） <input type="checkbox"/> 交通費（公共交通機関及びタクシーの運賃） <input type="checkbox"/> 借上バス等の運転手付き車両の借上料（合理的な理由がある場合に限る。） <input type="checkbox"/> 宿泊費（日帰りが不可能な場合で、原則として1人1泊1万円以内）	<input type="checkbox"/> ガソリン代、駐車場料金、有料道路料金（タクシー及び借上バス等の運転手付き車両の利用に係る有料道路料金は除く。） <input type="checkbox"/> 飲食費 <input type="checkbox"/> 旅行保険料
---	--

」

を  
「

<input type="checkbox"/> 資料代 <input type="checkbox"/> 施設使用料 <input type="checkbox"/> 手土産代（原則として1箇所3,000円以内） <input type="checkbox"/> 交通費（公共交通機関及びタクシーの運賃） <input type="checkbox"/> 借上バス等の運転手付き車両の借上料（合理的な理由がある場合に限る。） <input type="checkbox"/> 宿泊費（日帰りが不可能な場合で、原則として1人1泊1万円以内。 <u>ただし、やむを得ない理由がある場合、1人1泊1万2,000円を上限とする。</u> ）	<input type="checkbox"/> ガソリン代、駐車場料金、有料道路料金（タクシー及び借上バス等の運転手付き車両の利用に係る有料道路料金は除く。） <input type="checkbox"/> 飲食費（ <u>宿泊料金のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代を除く。</u> ） <input type="checkbox"/> 旅行保険料
--	---

」

に、  
「

<input type="checkbox"/> 雑誌購入費 <input type="checkbox"/> 図書購入費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> データベース使用料 <input type="checkbox"/> 新聞購読料（日刊紙並びに政党及び政党に關係する団体が発行する新聞は除く。）	<input type="checkbox"/> 同じ雑誌、図書、資料の複数部数購入。 <u>ただし、会派所属議員数が6人の会派は2冊まで、会派所属議員数が6人を超える会派にあつては、その超える数が3人を増すごとに1冊を加えた冊数まで購入することができる。</u>
--	--

」

を  
「

<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 雑誌購入費</li><li><input type="checkbox"/> 図書購入費</li><li><input type="checkbox"/> 資料購入費</li><li><input type="checkbox"/> データベース使用料</li><li><input type="checkbox"/> 新聞購読料（日刊紙並びに政党及び政党に関する団体が発行する新聞は除く。）</li></ul>	<p><input type="checkbox"/> 同じ雑誌、図書、資料の複数部数購入。 ただし、<u>必要に応じ、会派所属議員数を上限とする部数まで購入することができる。</u></p>
---	--

」

に改める。

様式第 1 号から様式第 6 号までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号の2（第8条関係）

平成 年 月 日

三鷹市議会議長 様

会派名

代表者名

### 議員行政視察に係る届出

行政視察を下記のとおり実施いたしますので、届け出ます。

#### 記

#### 1 視察年月日

年 月 日（ ）

#### 2 視察先及び視察項目

(1) \_\_\_\_\_ 道・府・県 \_\_\_\_\_ 市・町・村

\* 視察項目 \*

ア

イ

ウ

(2) \_\_\_\_\_ 道・府・県 \_\_\_\_\_ 市・町・村

\* 視察項目 \*

ア

イ

ウ

(3) \_\_\_\_\_ 道・府・県 \_\_\_\_\_ 市・町・村

\* 視察項目 \*

ア

イ

ウ

3 視察者氏名

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	計 _____ 人

4 日 程

別紙のとおり

5 所要経費

ア 会派の政務活動費から支出する。

イ 自己負担

ウ その他 ( \_\_\_\_\_ )

6 他市同行議員等の有無 (所属・人数等)

有 ・ 無 ( \_\_\_\_\_ )

7 視察結果報告

当該視察終了後、速やかに視察結果報告書を作成し、議長あて提出する。

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第7号の2(第8条関係)

年 月 日

三鷹市議会議長 様

### 議員行政視察に係る結果報告書

会派名 \_\_\_\_\_ 代表者名 \_\_\_\_\_

1 視察年月日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
2 視察者氏名	_____ _____ _____ 計 人
3 視察先	都・道・府・県 市・町・村
4 視察項目	(1) (2) (3)
5 視察結果等	

## 附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の規定は平成25年度以後の政務活動費について適用し、平成24年度までの政務調査費については、なお従前の例による。

## 三鷹市議会政務調査費に関する取扱い要領新旧対照表

改正後	改正前
<p>○三鷹市議会<u>政務活動費</u>に関する取扱い要領 平成19年3月23日 18三議第1590号</p>	<p>○三鷹市議会<u>政務調査費</u>に関する取扱い要領 平成19年3月23日 18三議第1590号</p>
<p>改正 平成21年3月17日 改正 平成〇年〇月〇日</p>	<p>改正 平成21年3月17日</p>
<p>三鷹市議会<u>政務活動費</u>に関する取扱い要領 (趣旨)</p>	<p>三鷹市議会<u>政務調査費</u>に関する取扱い要領 (趣旨)</p>
<p>第1条 この要領は、三鷹市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例（平成13年三鷹市条例第1号。以下「条例」という。）及び三鷹市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例施行規則（平成13年三鷹市規則第10号。以下「規則」という。）により交付される<u>政務活動費</u>について、その適正な執行を図るため、<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派における<u>政務活動費</u>の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この要領は、三鷹市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例（平成13年三鷹市条例第1号。以下「条例」という。）及び三鷹市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例施行規則（平成13年三鷹市規則第10号。以下「規則」という。）により交付される<u>政務調査費</u>について、その適正な執行を図るため、<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派における<u>政務調査費</u>の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(支出の原則)</p>	<p>(支出の原則)</p>
<p>第2条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派は、<u>政務活動費</u>を会派の行う<u>条例第5条に定める経費の範囲</u>以外のものに支出してはならない。この場合において、会派の行う<u>条例第5条に定める経費の範囲の活動</u>と他の活動とが一体となっているものについても同様とする。</p>	<p>第2条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派は、<u>政務調査費</u>を会派の行う<u>市政に関する調査研究に資するために必要な経費</u>以外のものに支出してはならない。この場合において、会派の行う<u>市政に関する調査研究</u>と他の活動とが一体となっているものについても同様とする。</p>
<p>2 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派は、<u>政務活動費</u>を次に掲げる経費に支出してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政党への賛助金、会費、活動費等政党活動に当たる経費</li> <li>(2) 後援会活動に係る経費</li> <li>(3) 選挙活動に伴う経費</li> <li>(4) せんべつ、慶弔費、寸志、病気見舞い、あいさつ状等交際費的な経費</li> <li>(5) レクリエーション等の経費</li> <li>(6) 私的活動に係る経費</li> <li>(7) 会派の議員の飲食に係る経費</li> <li>(8) 電話代、ガソリン代、プリペイドカード代等用途を容易に判別し難い経費</li> </ol>	<p>2 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派は、<u>政務調査費</u>を次に掲げる経費に支出してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政党への賛助金、会費、活動費等政党活動に当たる経費</li> <li>(2) 後援会活動に係る経費</li> <li>(3) 選挙活動に伴う経費</li> <li>(4) せんべつ、慶弔費、寸志、病気見舞い、あいさつ状等交際費的な経費</li> <li>(5) レクリエーション等の経費</li> <li>(6) 私的活動に係る経費</li> <li>(7) 会派の議員の飲食に係る経費</li> <li>(8) 電話代、ガソリン代、プリペイドカード代等用途を容易に判別し難い経費</li> </ol>

改正後	改正前
<p>(9) 前各号に掲げるもののほか<u>条例第5条に定める経費の範囲</u>以外のもの</p> <p>(支出の基準)</p> <p>第3条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派は、<u>政務活動費を条例別表の政務活動費を充てることができる経費の範囲</u>に従って使用するほか、別表に従うものとする。</p> <p>(経理責任者の届出)</p> <p>第4条 <u>政務活動費</u>の交付を受けようとする会派の代表者は、<u>政務活動費</u>の経理等を適切に行うため、所属議員のうちから<u>政務活動費</u>経理責任者1人を定め、規則第2条第1項に定める交付申請の日までに議長に<u>政務活動費</u>経理責任者届出書(様式第1号)を提出しなければならない。</p> <p>2 会派の代表者は、前項の規定により届出をした<u>政務活動費</u>経理責任者に変更が生じたときは、議長に<u>政務活動費</u>経理責任者変更届出書(様式第2号)を提出しなければならない。</p> <p>(支出の決定等)</p> <p>第5条 <u>政務活動費</u>は、<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派の代表者が、その支出を決定するものとする。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>経理責任者は、会派の代表者の決定を受けて<u>政務活動費</u>を支出するものとする。</p> <p>(会計帳簿の調製等)</p> <p>第6条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派の代表者は、規則第7条に定める会計帳簿の調製について<u>政務活動費</u>支出整理簿(様式第3号)の調製により行うものとする。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派の代表者は、規則第7条に定める関係資料の整理及び保存について、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 会派が研究会・研修会を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等</p> <p>(2) 会派の所属議員が研究会・研修会に参加したときは、当該会議の内容が確認できる資料等</p> <p>(3) 資料の作成を行ったときは、作成した資料</p>	<p>(9) 前各号に掲げるもののほか<u>市政に関する調査研究に資するために必要な経費</u>以外のもの</p> <p>(支出の基準)</p> <p>第3条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派は、<u>政務調査費を規則別表の使途基準</u>に従って使用するほか、別表に従うものとする。</p> <p>(経理責任者の届出)</p> <p>第4条 <u>政務調査費</u>の交付を受けようとする会派の代表者は、<u>政務調査費</u>の経理等を適切に行うため、所属議員のうちから<u>政務調査費</u>経理責任者1人を定め、規則第2条第1項に定める交付申請の日までに議長に<u>政務調査費</u>経理責任者届出書(様式第1号)を提出しなければならない。</p> <p>2 会派の代表者は、前項の規定により届出をした<u>政務調査費</u>経理責任者に変更が生じたときは、議長に<u>政務調査費</u>経理責任者変更届出書(様式第2号)を提出しなければならない。</p> <p>(支出の決定等)</p> <p>第5条 <u>政務調査費</u>は、<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派の代表者が、その支出を決定するものとする。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>経理責任者は、会派の代表者の決定を受けて<u>政務調査費</u>を支出するものとする。</p> <p>(会計帳簿の調製等)</p> <p>第6条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派の代表者は、規則第8条に定める会計帳簿の調製について<u>政務調査費</u>支出整理簿(様式第3号)の調製により行うものとする。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派の代表者は、規則第8条に定める関係資料の整理及び保存について、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 会派が研究会・研修会を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等</p> <p>(2) 会派の所属議員が研究会・研修会に参加したときは、当該会議の内容が確認できる資料等</p> <p>(3) 資料の作成を行ったときは、作成した資料</p>

改正後	改正前
<p>(4) 広報の発行を行ったときは、発行した広報</p> <p>(5) 報告会を開催したときは、当該報告会に係る案内、要領、記録等</p> <p>(6) 要望、意見聴取の会議を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等</p> <p>(7) アルバイトを雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日、雇用期間等を記載した雇用台帳</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか<u>政務活動費</u>の支出に係る関係資料</p> <p>3 <u>政務活動費</u>経理責任者は、前2項に定める会計帳簿の調製及び関係書類の整理及び保存について会派の代表者を補佐するものとする。 (実績報告書の添付書類及び提出)</p> <p>第7条 条例第6条に定める領収書又はこれに類する書類は、領収した個人の氏名又は団体の名称、個人の住所又は団体の所在地、日付、金額及び内容が明記されたものとし、領収書等貼付用紙（様式第4号）に貼付して添付するものとする。ただし、電車、バス等の公共交通機関に係る領収書又はこれに類する書類については、<u>政務活動費</u>旅費報告書（様式第5号）への記載をもってこれに代えることができる。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派の代表者は、条例第6条に定める実績報告書の提出に当たっては、第6条第1項に定める<u>政務活動費</u>支出整理簿、前項に定める領収書等貼付用紙及び<u>政務活動費</u>旅費報告書並びに第6条第2項第1号から第8号までに掲げる関係資料を添付しなければならない。 (調査の届出及び報告)</p> <p>第8条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派の代表者は、<u>政務活動費</u>の支出を伴う先進市の調査等の実施に当たっては、あらかじめ議長に議員行政視察に係る届出（様式第6号）を提出するとともに、終了後は速やかに議長に議員行政視察に係る結果報告書（様式第7号）を提出しなければならない。 (情報公開)</p> <p>第9条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派の代表者は、条例第6条に定める実績報告書、第6条第1項に定める<u>政務活動費</u>支出整理簿、第7条第1項に定める領収書等貼付用紙及び<u>政務活動費</u>旅費報告書、第8条に定める議員行政視察に係る届出及び議員行政視察に係る結果報告書の提出に当たって</p>	<p>(4) 広報の発行を行ったときは、発行した広報</p> <p>(5) 報告会を開催したときは、当該報告会に係る案内、要領、記録等</p> <p>(6) 要望、意見聴取の会議を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等</p> <p>(7) アルバイトを雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日、雇用期間等を記載した雇用台帳</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか<u>政務調査費</u>の支出に係る関係資料</p> <p>3 <u>政務調査費</u>経理責任者は、前2項に定める会計帳簿の調製及び関係書類の整理及び保存について会派の代表者を補佐するものとする。 (実績報告書の添付書類及び提出)</p> <p>第7条 条例第6条に定める領収書又はこれに類する書類は、領収した個人の氏名又は団体の名称、個人の住所又は団体の所在地、日付、金額及び内容が明記されたものとし、領収書等貼付用紙（様式第4号）に貼付して添付するものとする。ただし、電車、バス等の公共交通機関に係る領収書又はこれに類する書類については、<u>政務調査費</u>旅費報告書（様式第5号）への記載をもってこれに代えることができる。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派の代表者は、条例第6条に定める実績報告書の提出に当たっては、第6条第1項に定める<u>政務調査費</u>支出整理簿、前項に定める領収書等貼付用紙及び<u>政務調査費</u>旅費報告書並びに第6条第2項第1号から第8号までに掲げる関係資料を添付しなければならない。 (調査の届出及び報告)</p> <p>第8条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派の代表者は、<u>政務調査費</u>の支出を伴う先進市の調査等の実施に当たっては、あらかじめ議長に議員行政視察に係る届出（様式第6号）を提出するとともに、終了後は速やかに議長に議員行政視察に係る結果報告書（様式第7号）を提出しなければならない。 (情報公開)</p> <p>第9条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派の代表者は、条例第6条に定める実績報告書、第6条第1項に定める<u>政務調査費</u>支出整理簿、第7条第1項に定める領収書等貼付用紙及び<u>政務調査費</u>旅費報告書、第8条に定める議員行政視察に係る届出及び議員行政視察に係る結果報告書の提出に当たって</p>

改正後	改正前
<p>は、あわせて写し1部を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は前項に定める写しについて、三鷹市情報公開条例（昭和62年三鷹市条例第28号。）第8条第1項に規定する非公開情報を除き、条例第6条第2項又は第3項に定める提出期限の日から5年間、情報公開総合窓口において市民等の閲覧に供するものとする。</p> <p>3 議長は、第1項に定める写しのうち条例第6条に定める実績報告書、第6条第1項に定める<u>政務活動費</u>支出整理簿、第7条第1項に定める領収書等貼付用紙及び<u>政務活動費</u>旅費報告書の写しについて、三鷹市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。</p> <p>（疑義等に対する措置）</p> <p>第10条 この要領の疑義等は、議長が各派代表者会議に諮って決定する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 第9条第2項及び第3項の規定は平成19年度以後の政務調査費について適用し、平成18年度までの政務調査費については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領による改正後の規定は平成21年度以後の政務調査費について適用し、平成20年度までの政務調査費については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領による改正後の規定は平成25年度以後の<u>政務活動費</u>について適用し、平成24年度までの政務調査費については、なお従前の例による。</p>	<p>は、あわせて写し1部を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は前項に定める写しについて、三鷹市情報公開条例（昭和62年三鷹市条例第28号。）第8条第1項に規定する非公開情報を除き、条例第6条第2項又は第3項に定める提出期限の日から5年間、情報公開総合窓口において市民等の閲覧に供するものとする。</p> <p>3 議長は、第1項に定める写しのうち条例第6条に定める実績報告書、第6条第1項に定める<u>政務調査費</u>支出整理簿、第7条第1項に定める領収書等貼付用紙及び<u>政務調査費</u>旅費報告書の写しについて、三鷹市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。</p> <p>（疑義等に対する措置）</p> <p>第10条 この要領の疑義等は、議長が各派代表者会議に諮って決定する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 第9条第2項及び第3項の規定は平成19年度以後の政務調査費について適用し、平成18年度までの政務調査費については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領による改正後の規定は平成21年度以後の政務調査費について適用し、平成20年度までの政務調査費については、なお従前の例による。</p>
<p>別表（第3条関係） 別紙1のとおり</p> <p>様式第1号（第4条関係） 別紙2のとおり</p> <p>様式第2号（第4条関係） 別紙3のとおり</p> <p>様式第3号（第6条関係） 別紙4のとおり</p> <p>様式第4号（第7条関係） 別紙5のとおり</p> <p>様式第4号の2（第7条関係） 別紙6のとおり</p> <p>様式第5号（第7条関係） 別紙7のとおり</p> <p>様式第6号（第8条関係） 別紙8のとおり</p>	<p>別表（第3条関係） 別紙1のとおり</p> <p>様式第1号（第4条関係） 別紙2のとおり</p> <p>様式第2号（第4条関係） 別紙3のとおり</p> <p>様式第3号（第6条関係） 別紙4のとおり</p> <p>様式第4号（第7条関係） 別紙5のとおり</p> <p>様式第4号の2（第7条関係） 別紙6のとおり</p> <p>様式第5号（第7条関係） 別紙7のとおり</p> <p>様式第6号（第8条関係） 別紙8のとおり</p>

改正後	改正前
様式第6号の2（第8条関係） 別紙9のとおり 様式第7号（第8条関係） 別紙10のとおり 様式第7号の2（第8条関係） 別紙11のとおり	様式第7号（第8条関係） 別紙10のとおり

別表（第3条関係）

項目	内容	支出できるもの	支出できないもの
① 研究 研修 費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費	<input type="checkbox"/> 会場使用料 <input type="checkbox"/> 機器使用料 <input type="checkbox"/> 講師謝礼 <input type="checkbox"/> 講師賄費 <input type="checkbox"/> 参加者賄費（原則として1人200円以内） <input type="checkbox"/> 郵便料 <input type="checkbox"/> 消耗品費（資料、名札、封筒、ビデオテープ等） <input type="checkbox"/> 反訳料 <input type="checkbox"/> 印刷製本費	<input type="checkbox"/> 生花代
	会派の所属議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費	<input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 交通費（公共交通機関及びタクシーの運賃） <input type="checkbox"/> 借上バス等の運転手付き車両の借上料（合理的な理由がある場合に限る。） <input type="checkbox"/> 宿泊費（日帰りが不可能な場合で、原則として1人1泊1万円以内。 <u>ただし、やむを得ない理由がある場合、1人1泊1万2,000円を上限とする。</u> ）	<input type="checkbox"/> 政党が開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 <input type="checkbox"/> ガソリン代、駐車場料金、有料道路料金（タクシー及び借上バス等の運転手付き車両の利用に係る有料道路料金は除く。） <input type="checkbox"/> 飲食費（ <u>宿泊料金のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代を除く。</u> ） <input type="checkbox"/> 旅行保険料

<p>② 調査旅費</p>	<p>会派の行う調査研究活動のために必要な先進地の調査等に要する経費</p>	<p> <input type="checkbox"/>資料代  <input type="checkbox"/>施設使用料  <input type="checkbox"/>手土産代（原則として1箇所3,000円以内）  <input type="checkbox"/>交通費（公共交通機関及びタクシーの運賃）  <input type="checkbox"/>借上バス等の運転手付き車両の借上料（合理的な理由がある場合に限る。）  <input type="checkbox"/>宿泊費（日帰りが不可能な場合で、原則として1人1泊1万円以内。<u>ただし、やむを得ない理由がある場合、1人1泊1万2,000円を上限とする。</u>） </p>	<p> <input type="checkbox"/>ガソリン代、駐車場料金、有料道路料金（タクシー及び借上バス等の運転手付き車両の利用に係る有料道路料金は除く。）  <input type="checkbox"/><u>飲食費（宿泊料金のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代を除く。）</u>  <input type="checkbox"/>旅行保険料 </p>
<p>③ 資料作成費</p>	<p>会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に要する経費</p>	<p> <input type="checkbox"/>郵便料  <input type="checkbox"/>消耗品費（調査票、封筒等）  <input type="checkbox"/>印刷製本費  <input type="checkbox"/>翻訳料  <input type="checkbox"/>調査委託料、原稿執筆料（会派所属議員の一親等以内のものを除く。） </p>	
<p>④ 資料購入費</p>	<p>会派の行う調査研究活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費</p>	<p> <input type="checkbox"/>雑誌購入費  <input type="checkbox"/>図書購入費  <input type="checkbox"/>資料購入費  <input type="checkbox"/>データベース使用料  <input type="checkbox"/>新聞購読料（日刊紙並びに政党及び政党に関係する団体が発行する新聞は除く。） </p>	<p> <input type="checkbox"/>同じ雑誌、図書、資料の複数部数購入。<u>ただし、必要に応じ、会派所属議員数を上限とする部数まで購入することができる。</u> </p>

⑤ 広報費	会派の調査研究活動、議会活動又は市の政策について市民に対し広報を行うために要する経費	<input type="checkbox"/> 郵便料、配布委託料 <input type="checkbox"/> 消耗品費（資料、名札、封筒等） <input type="checkbox"/> 印刷費（広報紙等） <input type="checkbox"/> 委託料（会派ホームページ開設・保守管理等）	<input type="checkbox"/> あいさつ状、年賀状印刷費及び郵送料 <input type="checkbox"/> 名刺代
	会派の調査研究活動、議会活動又は市の政策について市民に対し報告を行うために要する経費	<input type="checkbox"/> 会場使用料 <input type="checkbox"/> 機器使用料 <input type="checkbox"/> 参加者賄費（原則として1人200円以内） <input type="checkbox"/> 郵便料 <input type="checkbox"/> 消耗品費（資料、名札、封筒等）	<input type="checkbox"/> 生花代
⑥ 広聴費	会派が市民からの市政、会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費	<input type="checkbox"/> 会場使用料 <input type="checkbox"/> 機器使用料 <input type="checkbox"/> 参加者賄費（原則として1人200円以内） <input type="checkbox"/> 郵便料 <input type="checkbox"/> 消耗品費（資料、名札、封筒、テープ等） <input type="checkbox"/> 反訳料	<input type="checkbox"/> 生花代
⑦ 事務費	会派の行う調査研究活動のため必要な事務に要する経費	<input type="checkbox"/> 消耗品費 <input type="checkbox"/> 使用賃借料（事務機器に限る。ただし携帯電話を除く。） <input type="checkbox"/> 賃金等（常用の者の賃金等、会派所属議員の一親等以内の者の雇用に係る賃金等を除く。）	<input type="checkbox"/> 光熱水費 <input type="checkbox"/> 通信費（携帯電話通話料等） <input type="checkbox"/> 家庭電化製品、動植物、携帯電話、1台2万円以上の事務機器等 <input type="checkbox"/> 使用賃借料（家庭電化製品、動植物、携帯電話等）